平成２２年（フ）第２４６８号
大阪市北区池田町１番２―867号
債務者　大成　正兼
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４８４号
大阪市北区池田町10番10号シティ・コーポ天満305号室
債務者　近藤　和弘
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５１６号
大阪市中央区日本橋１丁目10番３号日本橋秀栄ビル202
債務者　奥村　孝夫
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５２０号
大阪市東住吉区田辺２丁目11番13―205号
債務者　藤原　　清
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５９６号
大阪市住吉区苅田10丁目６番32―318号
債務者　豊田　紳仁
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６００号
大阪府四條畷市北出町12番14号
債務者　葛谷　里奈
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６０３号
大阪市城東区諏訪４丁目２番９―207号
債務者　松山順子こと　高　　春花
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６０５号
大阪市東淀川区西淡路４丁目22番17号
債務者　槇島　辰巳
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６２２号
大阪市北区長柄西１丁目１番37号
債務者　大城　健一
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６２８号
大阪府高槻市芝生町２丁目61番15号の14
債務者　北嶋　潤子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６２９号
大阪府大阪市西成区松１丁目２番13ー302号
債務者　坂田多恵子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２５号
堺市南区新檜尾台２丁２番３―412号
債務者　袋井三千雄
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３９４号
大阪府柏原市本郷４丁目３番43号
債務者　金井　威利
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４２４号
堺市西区浜寺元町４丁420番地　１棟206号
債務者　白石　亜弥（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５１６号
長崎県長崎市弥生町20番20号　山口アパート102、旧住所長崎県長崎市田手原町750番地５
債務者　村田　民生
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３０号
新潟県新発田市大栄町７丁目５番14号
債務者　浮島ハルエ
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第３８号
新潟県新発田市三日市809番地５
債務者　泉　　清治
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第３９号
新潟県新発田市三日市809番地５
債務者　泉　みい子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
新潟地方裁判所新発田支部